

監査報告書（岐阜大学）

私ども監事は、国立大学法人法（同法第35条によって準用する独立行政法人通則法を含む）の規定に準拠して、国立大学法人岐阜大学の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第16期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要


監事は、令和元年度に監事として国立大学法人岐阜大学を監査した、吉田隆春氏及び片桐多恵子氏の両氏と、令和2年3月27日に面談し、その監査の状況を聴取するとともに、両氏からの同日付の「監事監査報告書」を入手し、令和元年度の国立大学法人岐阜大学の業務につき特段指摘すべき事項はない旨の報告を受けました。また、令和2年7月16日に、会計監査人である有限責任あずさ監査法人から、令和2年3月31日に終了した第16期事業年度の財務諸表等について、報告および説明を受け検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 国立大学法人岐阜大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうか監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他国立大学法人岐阜大学の業務の適正を確保するために必要なものとして定められた業務方法書所定の内容及び業務方法書に基づき整備される体制（内部統制システム）の整備及び運用の状況を監査した結果、指摘すべき事項は認められません。
- (3) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規定に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (5) 財務諸表等は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 事業報告書は、国立大学法人岐阜大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

令和2年7月16日

国立大学法人東海国立大学機構

監事 熊田 一 亮 

監事 中谷 聡子 